

茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務委託契約書(案)

茨城県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、
茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務の実施について、次の条項により委託契約
を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務を別添「茨城県外国人受入
優良企業等認定ロゴマーク制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり乙に委託
する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和 年 月 日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県
規則第15号）第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（委託費）

第4条 委託費は、金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円) を超えない額とする。

2 乙は、委託費を仕様書に記載された経費で使用しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託業務の内容の変更）

第5条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又
は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託費又は委託期間を変更する必
要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、この契約内容に変更がある場合は、直ちに甲に届け出て、甲の指示に従うものとする。

（実施状況の調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について、隨時実地調査をし、
又は乙に対し報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示を行うことができる。

（帳簿等）

第7条 乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載し、その
内容を証する証拠書類とともに、その出納を常に明らかにしておかなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した者の出勤状況を証左するに足る帳簿類を日々作成しておかなければ

ばならない。

- 3 乙は、前2項の帳簿類を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(業務完了報告)

第8条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書を委託業務終了の日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

- 2 この場合において、第10条第2項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

- 3 業務完了報告を提出する際は、併せて収支内訳が分かる書類を提出することとする。

(検査及び委託費の確定)

第9条 甲は、前条の規定により業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内にこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 甲は前項の検査の結果合格と認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払い)

第10条 委託費は、委託業務が終了し、委託費の額が確定した後に支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の90%以内の額を前期・後期に分割して、概算払することができるものとする。
- 3 乙は前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式）を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第11条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第9条に規定する委託費の確定額を超えるとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手

しないとき。

- (3) 当該業務を実施する上で必要な資格等が取り消され、又は抹消されたとき。
 - (4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、既に支払った委託費の一部又は全額の返還を請求することができる。
- 3 第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の請求により委託費の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに甲が指定する方法により甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁償の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。
- 3 乙は、委託業務において作成される著作物に係る著作権を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、乙が甲に著作物を提出することをもって行われたものとする。

(再委託の制限)

第15条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならぬ。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定の遵守に関し必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第18条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度

甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別紙様式)

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)

主たる事務所の
所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

茨城県外国人受入優良企業等認定ロゴマーク制作業務委託の委託費について、下記のとおり請求します。

記

1 金 円也

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関		
預金種別		普通 ・ 当座 ・ その他
振替	口座番号	
口座	フリガナ	
	口座名義	

3 概算払を必要とする理由